

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 29 年 3 月 16 日付けで審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 2 月 15 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対し公文書の開示請求を行ったが、このうち、本件処分に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）は次のとおりである。

- (1) 石木ダムについて、今年 1 月 29 日午前 6 時半に、付替え道路工事建設着手のため、県職員及び施工業者が立ち入った経緯または経過が分かる決裁文書若しくはそれに類する書類

なお、当該開示請求においては、同一の公文書開示請求書に 3 件の開示請求が記載されており、今回審査請求のあった前記 1 件の外 2 件についても、石木ダムに関する公文書開示請求であった。

2 本件処分の内容

実施機関は、平成 29 年 3 月 16 日付けで、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由により本件処分を行った。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 4 月 27 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が本件審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 今回の部分開示の理由として「当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されているが、具体的な業務の遂行には全く触れられていない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

(1) 本件処分に係る公文書について

石木ダム建設事業は、昭和50年に事業採択となり、40年以上にわたって県が取り組んでいる重要施策である。約8割の地権者については当該事業への協力を得て移転してもらっているが、一部地権者については、理解を得られず、やむなく土地収用の手続きを進めながら工事に取り組んでいる状況である。

当該公文書に係る工事についてはダム本体工事の前段階として、県道の付け替えを行うものであるが、石木ダム事業に反対する人々が当該工事を阻止すべく活動を行っている状況にあるため、県は県及び施工業者と事業に反対する人々双方の安全を確保する必要があり、妨害行為がなされていない深夜から早朝にかけて工事現場に車両を入場させた。当該公文書は、実施機関内部での情報共有のため、その際の経過等を記録したものである。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

ア 県及び施工業者の行動の一部として不開示とした部分について

当該部分は県及び施工業者に係る工事に際しての行動等を記載したものである。県は今後も当該事業に際して、不開示とした部分と同種の行動を行う可能性があり、当該部分を開示した場合、その行動が事業に反対する人々に予見されると、工事の妨害行為が容易になり、県及び施工業者と事業に反対する人々双方の安全性が脅かされるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

イ 県及び施工業者以外の者の状況として不開示とした部分について

当該部分は県が現場における県及び施工業者以外の者の状況等について

主観的に記述した部分である。当該部分を開示した場合、開示がなされることが前提となると、担当者が現場の状況を率直に記載することをためらい、報告書に詳細な記載を行わなくなるなどが考えられ、報告文書の形骸化を招き、職員間の情報共有が困難になるおそれがある。また、当該部分は県の主観に基づいた記述であるため、第三者の目に触れれば、県民又は事業に反対する人々に不必要な誤解を招くなど石木ダム事業について支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第5号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件処分に係る公文書について

本件処分に係る公文書は、「石木ダム付替道路工事について」である。審査会において、当該公文書を見分したところ実施機関が主張する第4の1(1)に記載するとおりの性質の文書であると認められる。

なお、当該公文書のほか「時間外勤務入力状況一覧」及び「工事打合せ簿」が部分開示されたが、実施機関と請求人双方争いがないため、当審査会では「石木ダム付替道路工事について」の不開示部分について検討する。

3 条例第7条第5号の規定について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者と

- しての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

4 条例第7条第5号の該当性について

(1) 県及び施工業者の行動の一部として不開示とした部分について

実施機関は、当該不開示部分を開示した場合、県の当該工事の行動等が予見され、工事を阻止するなどの行動が容易になることにより、県及び事業に反対する人々双方の安全性が脅かされるおそれがあると主張する。

当審査会において当該不開示部分を実際に見分したところ、県及び施工業者の行動の一部であり、当該部分を開示した場合、実施機関が主張するおそれがあると認められる。

したがって、実施機関がこれを条例第7条第5号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

(2) 県及び施工業者以外の者の状況として不開示とした部分について

実施機関は、当該部分を開示した場合、開示がなされることが前提となると、担当者が現場の状況を率直に記載することをためらい、報告書に詳細な記載を行わなくなることなどが考えられ、報告文書の形骸化を招き、職員間の情報共有が困難になるおそれがあり、また、当該部分は県の主観に基づいた記述であるため、第三者の目に触れれば、県民又は事業に反対する人々に不必要な誤解を招くなど石木ダム事業について支障を及ぼすおそれがあると主張する。

当審査会において、当該不開示部分を実際に見分したところ、当該部分は県及び施工業者以外の者の状況であり、県の主観的立場からの記載であることが認められたが、実施機関が主張するおそれについて、当該部分全てに該当するかどうか疑義が生じた。

そこで、当審査会は、実施機関が不開示とした部分が妥当であるかを判断するため、当該部分に含まれる記載について、開示した場合、実施機関が主張す

るおそれが認められるか個別に検討を行った。

実施機関が不開示とした部分のうち別表に掲げる部分については、開示することにより多少の誤解が生じたとしても、当該公文書は実施機関が作成した文書であることから、実施機関の主観的立場からの記載となることは、一般的に了知しうるところであるため、石木ダム事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言い難く、また、開示することが前提となり、表現が多少画一的になることが想定されたとしても、それをもって直ちに職員間の情報共有が困難になるおそれがあるとまでは言えないなど、特段、実施機関が主張するおそれは認められない。

したがって、別表に掲げる部分については、条例第7条第5号に該当せず、これを開示すべきである。

その余については、実施機関が主張するおそれが認められ、条例第7条第5号に該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件部分開示決定通知書の不開示とした部分の理由において、条例第7条第5号を根拠として、条文を引用して記載されているものの、事業に支障を及ぼすおそれが具体的に記載されていなかった。

部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものであることが必要であり、不開示情報の内容が明らかにならない限度内において、どのような類型の情報が記録されているかを示すことまでが求められていることを、実施機関においては十分理解のうえ、今後、適切な理由付記を行うべきである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 6 月23日	・ 弁明書、審査請求人からの反論書等を添えて実施機関から提出された諮問書を受理
平成29年 7 月11日	・ 審査会（概要説明、実施機関から意見聴取及び審査）
平成29年 8 月10日	・ 審査会（審査）
平成29年10月 3 日	・ 審査会（実施機関からの意見聴取及び審査）
平成29年11月14日	・ 審査会（審査）
平成29年11月29日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
植 木 博 路	弁護士	会長
池 本 仁 史	長崎新聞社取締役	
菅 宜 紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
朝 長 真 生子	司法書士	
藤 野 美 保	行政相談員	会長職務代理者

別表

本審査会において開示すべきと判断した部分

No	開示すべき部分
1	10行目 6文字目から 8文字目まで、同行16文字目から17文字目までの部分
2	15行目 2文字目から18行目20文字目までの部分
3	20行目 2文字目以降の不開示部分全て

※ 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

※ 文字数は、当該行に記載された文字（符号及び句読点を含む。）を左詰めに数えたものである。